

鹿児島県立短期大学における熱中症のおそれのある者への緊急対応フローチャート

救急車を呼ぶ判断基準

- ・意識がない
- ・大けがである
- ・転倒、動けない 等

「意識の異常の有無」だけで判断するのではなく、

- ①返事がおかしい
- ②ぼーっとしている

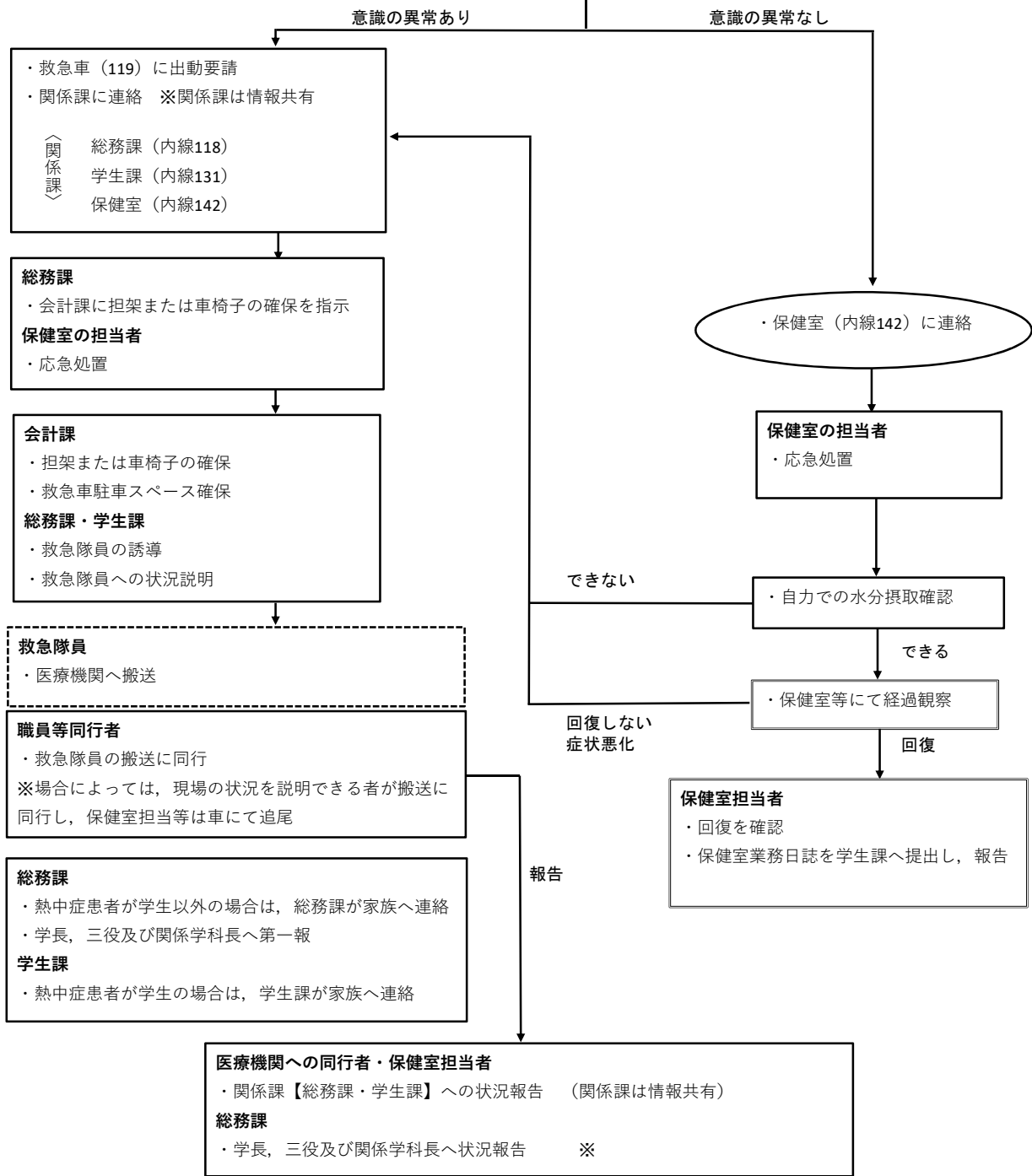
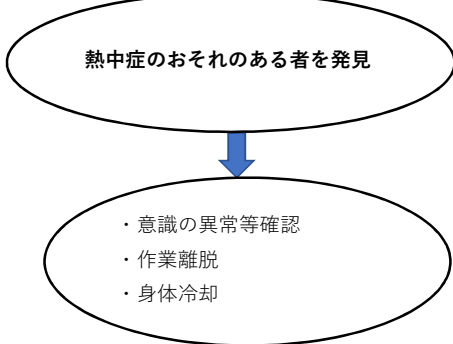
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。

○ は、主に発見者の動き
 □ は、主に教職員の動き

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
 ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】
 めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、倦怠感、高体温等



※熱中症患者が県職員の場合は、主務課及び総務事務センター健康管理係へ報告